

中村司法書士事務所・姫路 報酬・費用 概算表 (消費税別)

遺言書作成

遺言書作成 支援	公正証書遺言	報酬	80,000円～（財産額・遺言内容による）
		公証人手数料	公証人手数料令による 2万～15万円位（財産額による、以下+紙代数千円） 相続人一人ごとに相続させる財産額を1行為として「目的の価額」を算定して計算。（相続人・受遺者複数名の場合各相続人受遺者ごとに手数料算定して合算） 100万円以下 5000+11000=16000円 200万円以下 7000+11000=18000円 500万円以下 11000+11000=22000円 1000万円以下 17000+11000=28000円 3000万円以下 23000+11000=44000円 5000万円以下 29000+11000=50000円 1億円以下 43000+11000=54000円 （1億円超 超過額5千万円毎13000円を43000円に加算） 祭祀主宰者の承継は11000円別途
		その他費用	戸籍謄本・住民票等取得（1通2000円+実費） 不動産登記事項証明取得（1通1000円+実費） 証人立会費用 1人1万円
	自筆証書遺言	報酬	80,000円～（財産額・遺言内容による）
		その他費用	戸籍謄本・住民票等取得（1通2,000円+実費） 不動産登記事項証明取得（1通1,000円+実費） 法務局保管制度利用時 法務局手数料

財産管理業務

遺言執行者	基本報酬	財産価格×1.5%（但し最低報酬25万円）
	不動産売却	売却代金の1%以内
	実費	戸籍・住民票・評価証明書・登記事項証明等取得費 交通費・旅費・郵送料 その他遺言執行に要する実費 相続税申告税理士報酬
	旅費日当	遺言執行処理のため半日以上を要する出張をしたときは日当として半日の場合5000円、一日の場合1万円を請求できる
	別途	不動産名義変更登記報酬・遺留分減殺請求等訴訟対応